

第6回 幼児期までのこどもの育ち部会	参考資料2
令和5年8月29日	

「保育士資格等に関する専門委員会」 に関する参考資料

1. 地域限定保育士制度の全国での実施を可能とすることに関する事項

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律

経済社会の構造改革を更に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図り、並びに地域の活性化を図るため、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法において、新たな規制の特例を設ける等の措置を講ずる。

- 施行期日**
- ① 公布の日から3ヶ月内において政令で定める日 → 平成27年9月1日
 - ② その他 一部改正規定 → 公布の日(平成27年7月15日) 等

改正内容 (抜粋) 地域限定保育士の創設

保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として通用する「地域限定保育士」の資格を付与。

〈現状〉 ○ 保育士試験は、毎年1回、都道府県が行っている。



- 〈改正〉 ○ 国家戦略特区の区域を含む都道府県が行う2回目の試験の合格者には、3年間当該特区区域内のみで保育士として通用する「地域限定保育士」の資格を付与する。
- 当該3年経過後は、「保育士」として地域を限定せずに働くことが可能となる。

認定こども園における地域限定保育士の取扱いについて

- ・ 保育教諭となるための要件である「保育士の登録を受けた者」に「地域限定保育士」を含める。

【国家戦略特区法第12条の4】

- ・ 園長、副園長又は教頭となるための要件の1つである「保育士の登録を受けた者」に「地域限定保育士」を含める。

【認可園基準第5条・認可法施行規則第12条】

- ・ 満3歳未満の子どもの保育に従事する者に「地域限定保育士」を含める。

【施設運営基準告示第3】

保育士試験の実施について

- 保育士資格の新規取得者の確保を図るため、保育士試験の年2回実施を推進しており、**平成27年度に地域限定保育士試験を創設**するとともに、**平成28年度から通常の保育士試験を年2回実施**。さらに、平成29年度には、神奈川県において年3回目試験として地域限定保育士試験を実施。

【平成27年度】

- 通常の保育士試験（47都道府県で実施）に加え、神奈川県、大阪府、沖縄県及び千葉県（対象地域：成田市）において平成27年度に創設された地域限定保育士試験を、年2回目の試験として10月に実施。

【平成28年度】

- 地域限定保育士試験に加え、通常の保育士試験のみを年2回実施する取組も広がり、年2回実施を行う都道府県が大幅に拡大。

<1回目試験>（筆記試験：4月、実技試験：7月）

- ・通常の保育士試験として全ての都道府県で実施

<2回目試験>（筆記試験：10月、実技試験：12月）

- ・45都道府県で2回目の通常の保育士試験を実施
- ・大阪府及び仙台市で地域限定保育士試験を実施
（宮城県のみ未実施。地域限定保育士試験に限り、指定都市が実施可能。）

【平成29年度～】

- 全ての都道府県において年2回の試験を実施。
- 神奈川県が独自試験として、地域限定保育士試験により年3回目の試験を実施。

<1回目試験>（筆記試験：4月、実技試験：7月）

- ・通常の保育士試験として全ての都道府県で実施

<2回目試験>（筆記試験：10月、実技試験：12月）

- ・47都道府県で2回目の通常の保育士試験を実施
- ・大阪府では地域限定保育士試験を併せて実施 ※令和4年度以降は沖縄県でも実施
（平成29年度は、大阪府は地域限定保育士試験のみ実施）

<神奈川県独自試験>（筆記試験：8月、実技講習会：10月～）

- ・神奈川県で地域限定保育士試験を実施

【地域限定保育士試験】

年2回実施に取り組みやすくなるよう、「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成27年法律第56号）により、資格取得後3年間は当該国家戦略特別区域内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士(正式名称：国家戦略特別区域限定保育士)」となるための試験制度を新たに創設。

多様な人材の参入を推進する観点から、人材の質を確保しながら、受験者に多様な選択肢を提供するため、平成28年11月に省令改正を行い、地域限定保育士試験において、都道府県知事が「保育実技講習会」を実施する場合、当該講習会を修了することにより、実技試験を免除する仕組みを導入。

地域限定保育士の全国展開について

- **特区制度の全国化**について、試験の目的を「保育士不足を解消するため」のものとして位置付け、都道府県知事が、保育士不足の解消のため、通常の保育士に加えて地域限定保育士の確保が必要と認める場合に限り実施できる制度として児童福祉法に位置付ける方針とする。

具体案

- 地域限定保育士は、創設当初は、特に待機児童が深刻な区域での保育需要増に対応することを念頭に導入され、就業地域限定や規制緩和措置が、保育士の資質に与える影響等を慎重に見極めるため、国家戦略特区に限定して実施してきたが、
 - ・ 保育士の就業地域限定や保育士の質といった面での弊害は特段確認されておらず、
 - ・ 一方で、保育士不足が都市部だけでなく、**人口減少地域を含めた全国的な課題となっていることから、国家戦略特区に限定せずに実施を容認する必要も**生じてきていることから、全国制度化する方向で検討する。
- 児童福祉法における位置付けとしては、地域の保育士不足の早急な改善を図ることを目的として、地域の保育士確保のため都道府県知事が必要と認める場合に限り実施する試験とし、**通常の保育士試験を量的に補完する役割の試験とする方針。**
 - ※ 試験で求める資質・水準は、現行の地域限定保育士と同様、**通常の保育士と同じ資質・水準**を求める。
 - ※ ただし、**既存の規制緩和措置**である①**民間企業でも実施可能**、②**実技試験に代えて講習で代替可能**の取扱いについては、通常試験に加えて試験を実施するためには、こうした規制緩和措置を認め、柔軟な試験実施を可能とする必要があることから、現行と同様、**地域限定保育士試験のみに適用する。**
- **必要性の判断**については、地域の保育士確保に責任を有する**都道府県知事**とし、現在特区制度を活用している**神奈川県や大阪府などの保育需要が高い都市部**と、**人口減少等で保育士確保に苦慮している地方のいずれも対象となるような基準**（考え方を厚生労働大臣（こども家庭庁関連法案が成立し、創設された後は内閣総理大臣）が示す方向で検討する。（政令市は、現行の特区の取扱いと同じく、都道府県と合意できる場合に実施可能とする方向で検討。）
- 今後、**制度化後に円滑に試験や資格者管理が実施できるよう、人口減少地域等を含めた都道府県等へヒアリングするなどにより制度活用に向けた課題の把握と対応策**について、新たに導入される予定の児童わいせつの資格管理制度やデータベースでの扱いも含め検討するとともに、**社会保障審議会（こども家庭庁創設後はこども家庭審議会）**などで議論するなど、**制度化に向け検討を進めていく。**

規制改革実施計画（令和4年6月7日）（抄）

II 実施事項

5. 個別分野の取組

<人への投資>

(12) 「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
19	「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施	登録日から3年間は事業実施区域内でのみ有効となる 地域限定保育士の資格を付与する特例措置 及び株式会社を含む 多様な法人を地域限定保育士試験の指定試験機関として活用可能とする特例措置の全国展開 について、今後の児童福祉法改正に向けて、令和4年度中に検討を行った上で中間的な議論の整理を行う。	令和4年度中に検討を行った上で中間的な議論の整理を行う	内閣府 厚生労働省

規制改革実施計画（令和5年6月16日）（抄）

II 実施事項

3. 個別分野の取組

<人への投資分野>

(15) 「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
23	「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施	登録日から3年間は事業実施区域内でのみ有効となる 地域限定保育士の資格を付与する特例措置 及び株式会社を含む 多様な法人を地域限定保育士試験の指定試験機関として活用可能とする特例措置の全国展開 について、今後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に向けて、令和5年度中に詳細な制度の検討を行う。	令和5年度中に検討	内閣府 こども家庭庁

2. 保育教諭の特例措置の期限 到来を受けた改正に関する事項

幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例について

- 幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等については、**幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要。**

〔就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律〕（※以下「認定こども園法」）15条第1項

特例措置 (※)

※令和6年度末まで

〔認定こども園法一部改正法の施行〕
〔平成27年4月1日〕から10年間

① 幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格要件の緩和 (令和6年度末まで)

- ・幼稚園免許状・保育士資格のいずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭等となることができる特例。(認定こども園法附則第5条)

※幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園教諭免許状及び保育士資格の保有状況 (令和4年4月1日現在)

両方保有	139,884人	92.0%
どちらか一方のみ保有	12,084人	8.0%
幼稚園教諭のみ	2,475人	1.6%
保育士のみ	9,609人	6.3%
総数	151,968人	100.0%

② 幼稚園教諭免許状・保育士資格の取得要件の緩和 (令和6年度末まで)

- ・免許状又は資格の一方のみを持ち、一定の勤務経験（3年かつ4,320時間）を有する者について、大学等で一定の単位（8単位（※））を履修すること等による、もう一方の免許状・資格の取得に係る特例。

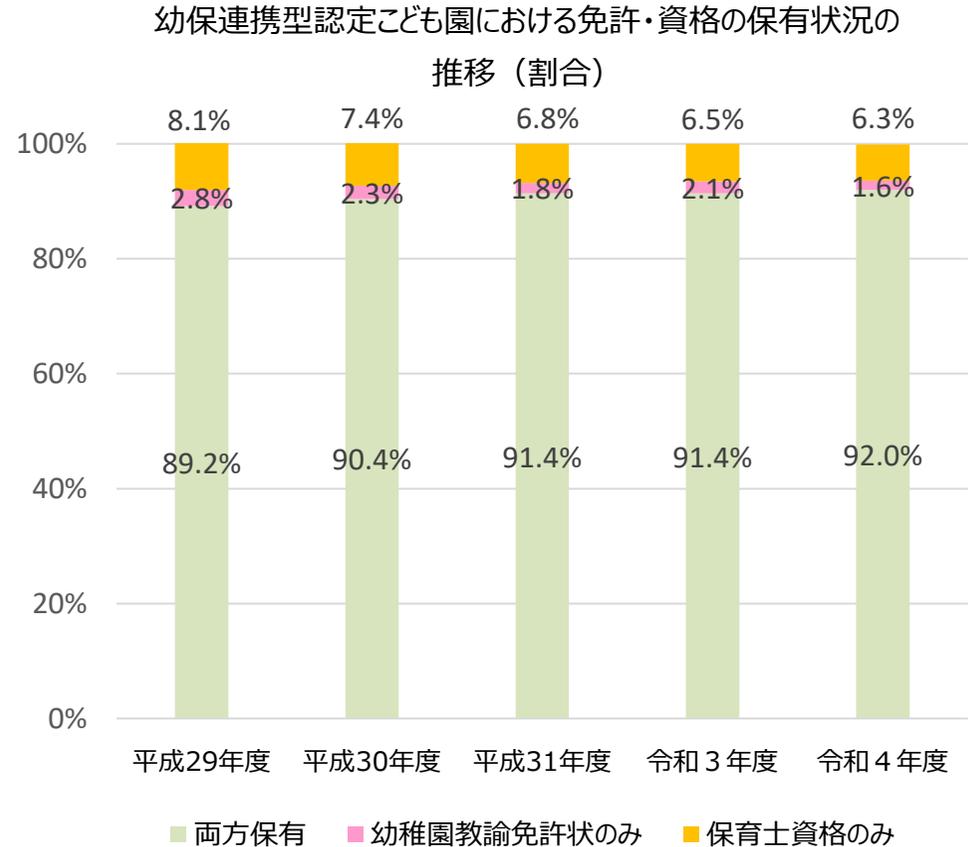
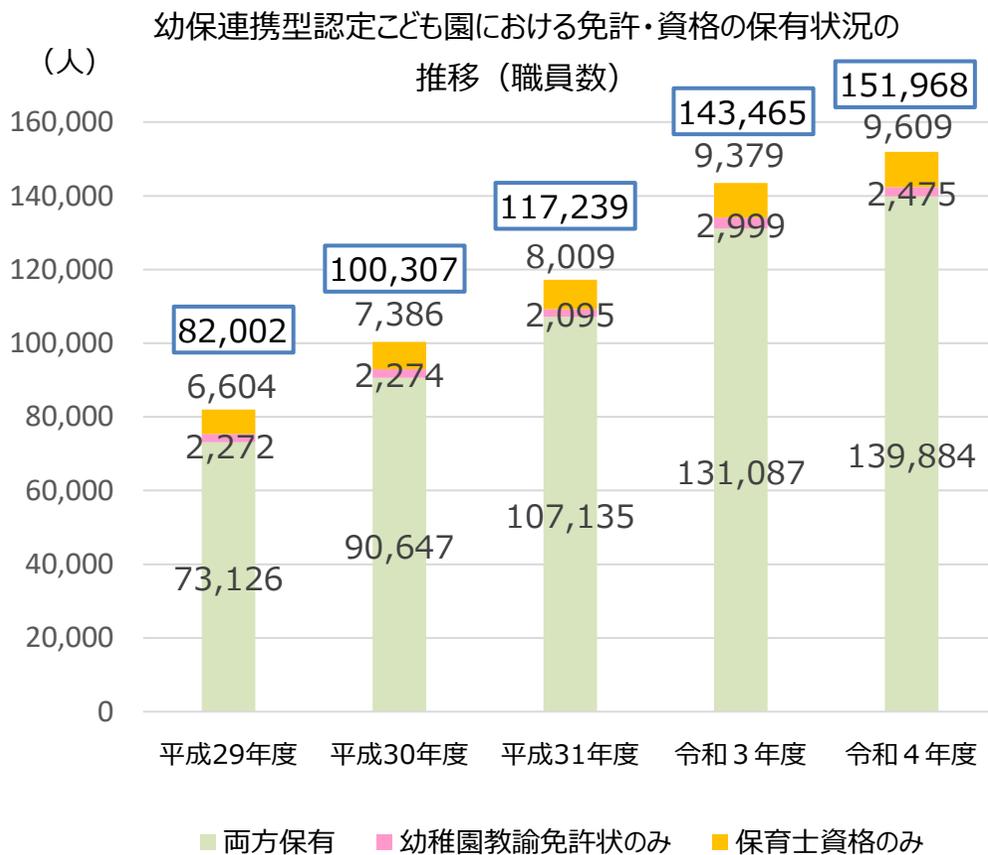
※（通常）幼稚園教諭免許状：大学等における単位の修得（39単位（二種）/ +20単位（一種）/ +24単位（専修））

（教育職員免許法附則第18項、児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準）

- 本特例制度を活用し、
 - ・幼稚園教諭免許状の授与がなされた件数
（平成25年～30年度）：20,013件
 - ・保育士試験に合格した者
（平成26年度から令和元年度）：33,485人

(参考) 幼保連携型認定こども園における免許・資格の保有状況について

- 幼保連携型認定こども園における幼稚園教諭免許状・保育士資格を両方保有する職員の割合は着実に改善している。
- 一方で、幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い、幼稚園教諭免許状・保育士資格を一方のみ保有している職員の数自体は増加している。



(参考) 幼保連携型認定こども園の数

平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
3,618	4,409	5,137	5,688	6,093	6,475

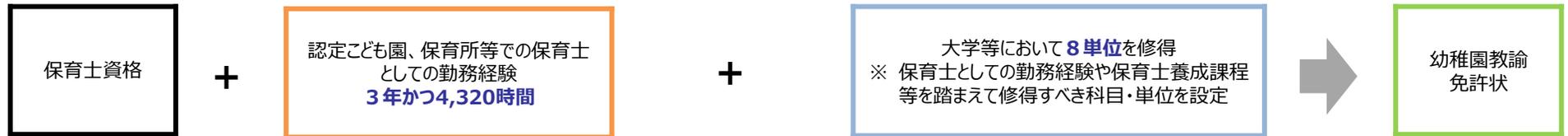
※ 各年度4月1日現在

※ 令和2年度は調査を実施せず

(出所) 内閣府「認定こども園調査」

免許・資格の併有促進（従前）

【幼稚園教諭免許状】保育士としての勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減

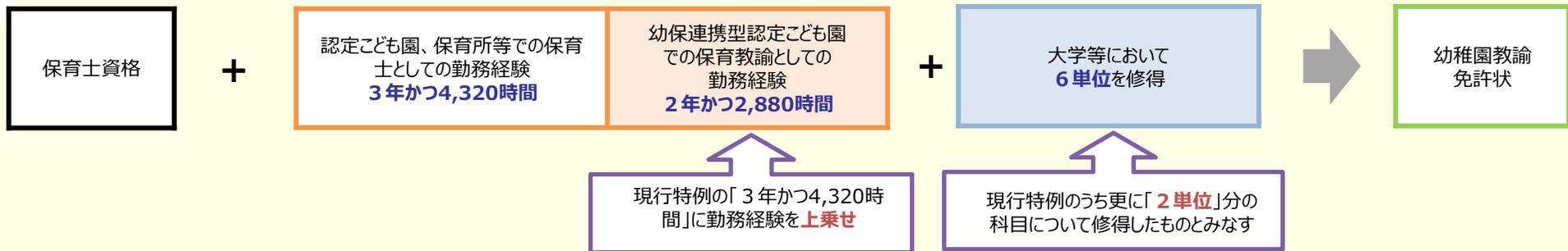


【保育士資格】幼稚園教諭としての勤務経験を評価し、保育士資格の取得に必要な単位数を軽減

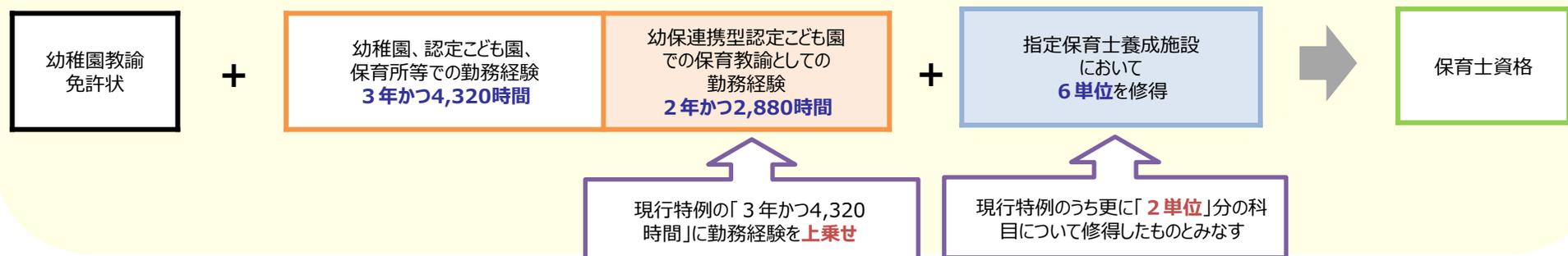


免許・資格の更なる併有促進策（令和5年4月～）

【幼稚園教諭免許状授与の更なる特例】



【保育士資格取得の更なる特例】



保育士資格取得の所要資格の特例の科目と単位数について

修得が必要な特例教科目			(参考) 指定保育士養成施設で修得した教科目
科目名	現行特例の単位数	新規特例における単位数	
福祉と養護 (講義)	2 単位	2 単位	社会福祉
			子ども家庭福祉
			社会的養護 I
子ども家庭支援論 (講義)	<u>2 単位</u>	1 単位	子ども家庭支援論
			子育て支援
保健と食と栄養 (講義)	2 単位	2 単位	子どもの保健
			子どもの食と栄養
乳児保育 (演習)	<u>2 単位</u>	1 単位	乳児保育 I
			乳児保育 II
合計単位数	<u>8 単位</u>	6 単位	—

※ 新規特例において、特例教科目として修得すべき単位数を 8 単位から 6 単位に見直した場合でも、修得すべき内容を担保することが必要である。このため、実務経験等と学びを結びつけることを前提とした上で、修得すべき内容のうち重点を置くべき内容を明確化して示すこととし、あわせて、幼保連携型認定こども園におけるこれまでの実務経験等を踏まえ、実務経験を学びに活かすことができるよう、特例教科目の授業における工夫について通知等で示すこととする。

幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例の科目と単位数について

取得可能な免許状の種類			現行特例に おける要件 (一種、二種 共通)	新規特例に おける要件 (一種、二種 共通)
教科及び 教職に関する 科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	-	-
		保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	2（※2）	1（※3）
	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	-	-
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	2（※1）	2（※1）
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	-	-
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	-	-
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	1	1
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	（※2）	（※3）
		幼児理解の理論及び方法	1	-
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		-	-	
教育実践に関する科目	教育実習	-	-	
	教職実践演習	-	-	
大学が独自に設定する科目			-	-
合計単位数			8	6

※1 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあたっては、日本国憲法の内容（とりわけ第26条（教育を受ける権利））が取り扱われるよう留意。

※2 「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて**2単位**を修得。

※3 「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて**1単位**を修得。

※4 特例を用いない場合、上記の各科目の他、日本国憲法、外国語コミュニケーション、体育、情報機器の操作に関する単位を修得することが必要。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集について

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省	追加共同提案団 体
		区分	分野					
47	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県 重点9	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	幼保連携型認定こども園の保育教諭等に係る免許等の特例措置の延長	幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等について、本来、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされているが、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後10年間(令和6年度末まで)において設けられている特例措置を当分の間延長すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第15条第1項 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第5条(保育教諭等の資格の特例) ・教育職員免許法附則第18項 	こども家庭庁、 文部科学省	札幌市、旭川市、 千葉市、横浜市、 川崎市、相模原市、横須賀市、 新潟市、長野県、 刈谷市、大阪市、 島根県、大村市、 熊本市、宮崎県

3. 指定保育士養成施設の指定要件の見直しに関する事項

<指定保育士養成施設>

児童福祉法施行規則において、

- ・ 入所資格は、高等学校卒業相当を修学した者とされているほか、
- ・ 都道府県知事は、18歳以上の者であって児童福祉施設において二年以上児童の保護に従事した者に入所資格を与える学校その他の施設についても指定保育士養成施設の指定をすることができる」とされている。

<保育士試験>

受験資格は、児童福祉法施行規則において、

- ・ 大学に2年以上在学して62単位以上修得した者等とされているほか、
- ・ 児童福祉施設において5年以上従事した者に加え、
- ・ 児童福祉施設だけでなく、認定こども園や幼稚園等の通知で定める施設や事業における従事経験についても知事認定により認めることとしているところ。



今般、指定保育士養成施設の指定要件である、実務経験の対象施設・事業について、保育士試験の受験資格の取扱いを踏まえ、検討を行う。